

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

謹賀新年

須崎民主商工会

会長 岩井 優之介

商工新聞読者の皆さん、民商会員の皆さん、あけましておめでと
うございます。

一年の計は元日に有りと申
します。

昨年、皆さんの事業は如何だっ
たでしょうか。

昨年の事業計画について真
摯に総括してみても如何でし
ょう。

昨年の反省の上に立って今
年の我が家の事業計画を立て
ることは大切です。

「核兵器禁止条約」

一月二二日にも発効

さて、今年に核兵器禁止条約が一月
二二日に発効します。一月二二日から
努力を発揮するものです。

核兵器禁止条約は二〇一七年七月に
国連で一二二カ国の賛成で制定され
たものです。

唯一の核被爆国の日本政府は批准
すらしていませんが日本国民にとっ
て悲願です。

この「条約が発効」するには50カ
国の政府がその国の国会で批准しな
ければなりません。合せて90日経過
しなければならずその日が一月二二
日です。ちなみに50番目が中米のホ
ンジュラスです。

アメリカは世界一の核兵器保有国
ですが、新型コロナウイルスで二十六万
人国民を死亡させています。「何やっ
てんだ」といいたい。

核兵器以外にも禁止兵器に「毒ガ
ス、生物兵器、クラスター爆弾、鉄の球
が内包された爆弾」、対地雷(人は殺
さず片足を吹き飛ばすよう設計され
ている)、子供向け地雷(蝶型地雷で子
供が興味を持ち、持つと爆発)などが
禁止されている。なぜか。兵器の持つ
非人間性です。ですから国連で悪い兵
器であるとレッテルを貼られると以
後、その兵器はどこもつくっていませ
ん。条約は必ず威力を発揮します。

この条約は「核兵器を脅し」にも使
うことも禁止しています。

平和憲法を持っている日本政府が
批准しないことはおかしいことです。

民商の合言葉である「平和でこそ商
売繁盛を高らかに掲げ」、核兵器禁止

条約を批准する政府を。

民商の合言葉である「平和でこそ商売
繁盛を高らかに掲げ」、核兵器禁止条約を
批准する政府を市民と野党の共同で樹立
を目標とするではありませんか。

持続化給付金の締め切りは15日までで
す。そのほかの給付金等々、期限まで
にもれなく申請しましょう。

年末調整作成日

1月 7日(木)

8日(金)

18日(月)

19日(火)

午後1時30分より

須崎民商事務所

注：年末調整については、事前に次の資料を
準備しておく必要書類があります。

持参書類

① 税務署からの年末調整関連書類

② 賞金台帳又は給与明細

③ 年金・国保・生命保険料・損害保険料・介護
保険料等々

④ 印鑑・計算機

参加者は、事務局までご連絡ください。日程
が詰まっていますので、事前に資料等の確認
もします。

なお、納付日は20日(水)です。
注意ください。

* 仕事始め

1月4日(月)より

2020年11月18日撮影
津野町役場前
ヒマラヤサクラ

